

# 企業と人権

## ～法務省の取組～



人KENまもる君  
人KENあゆみちゃん  
人権イメージキャラクター

# 目次

## 1. 法務省の人権擁護機関

## 2. 法務省の人権擁護機関の活動

- (1) 人権救済活動
- (2) 人権啓発活動

## 3. 企業と人権

- (1) 企業と人権の関わり
- (2) 企業における人権研修の重要性
- (3) 企業における人権課題の例

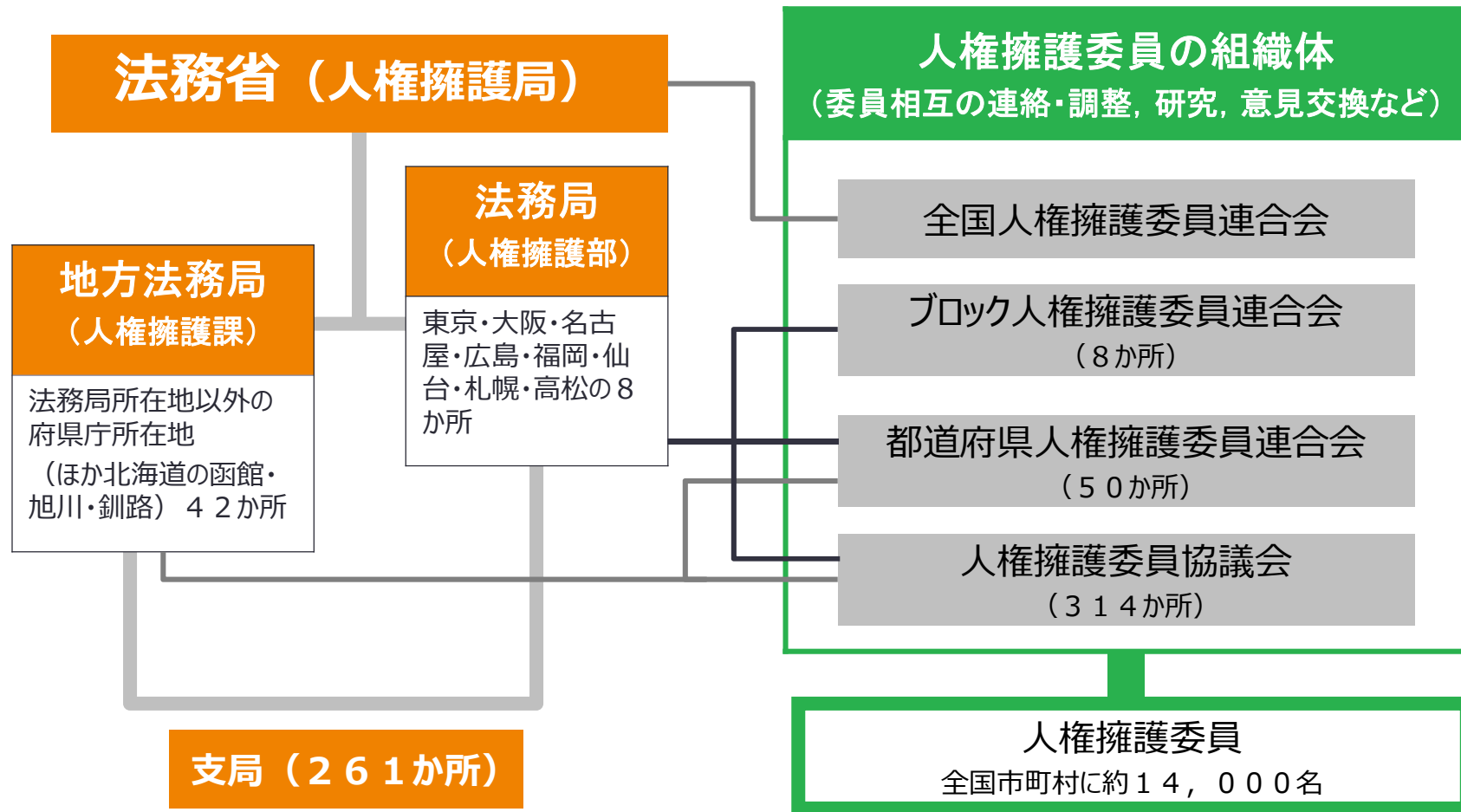
## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

- (1) 企業関係者向けセミナーの開催
- (2) 企業における人権研修への講師派遣
- (3) 人権啓発冊子・ビデオの配布・貸出し
- (4) 企業と連携した人権啓発活動

## 5. お問い合わせ先

# 1. 法務省の人権擁護機関

## 組織図 (令和元年9月1日現在)

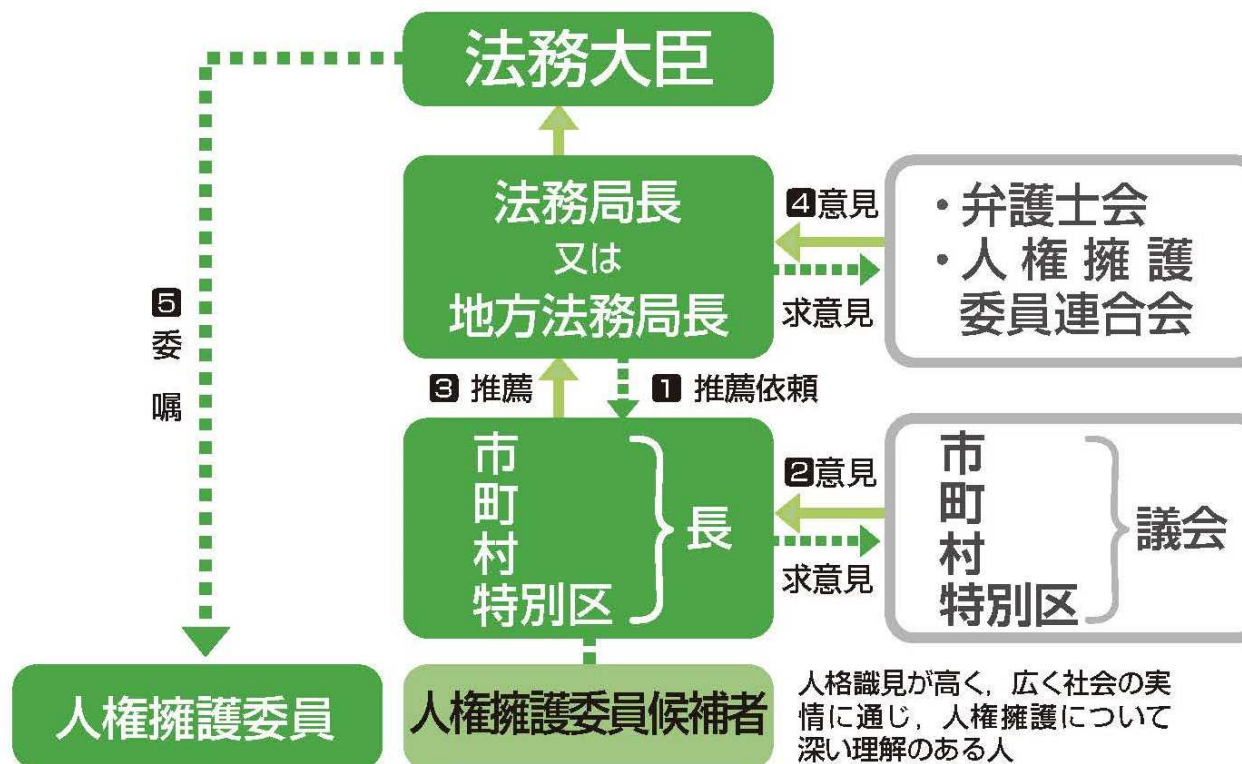


# 1. 法務省の人権擁護機関

## 人権擁護委員

- 法務大臣が委嘱したボランティア
- 市町村長からの推薦により委嘱
- 全国約14,000名（各市町村に配置）

### ※委嘱手続の流れ



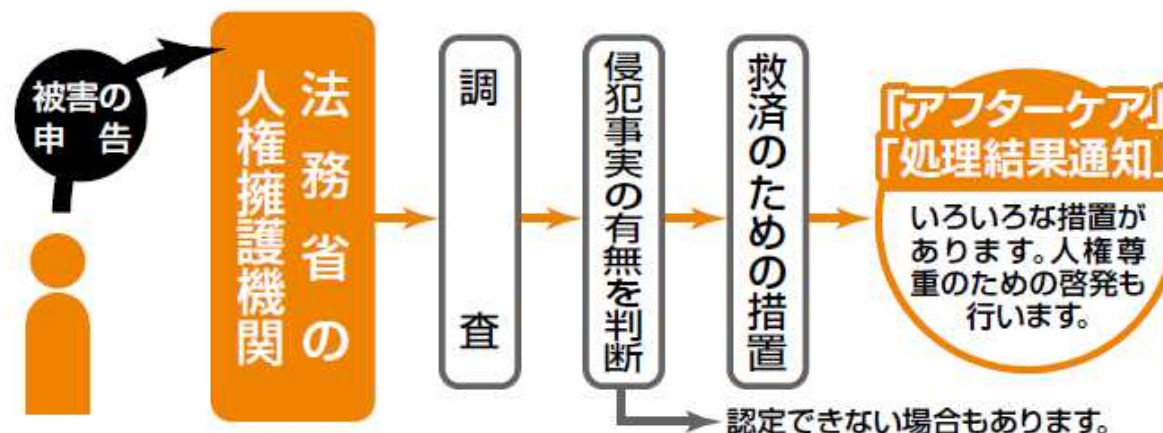
## 2. 法務省の人権擁護機関の活動

### (1) 人権救済活動

- 人権相談
- 人権侵犯事件の調査処理

- ① 被害の申告・相談 「人権を侵害された」
- ② 調査（人権侵犯事実の認定）
- ③ 救済措置 \* 調整, 要請, 説示, 勧告など
- ④ 処理結果通知・アフターケア

#### ■調査救済の流れ



## 2. 法務省の人権擁護機関の活動

### (1) 人権救済活動

#### 人権侵害による被害者の救済事例

<b>①労働権関係事案</b>	職場の上司による部下に対する暴力
<p>勤めていた法人の上司から暴力を振るわれるなどのパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案です。</p> <p>法務局で調査した結果、当該上司が被害者の勤務態度に腹を立て、顔を書類で叩いた事実が認められました。法務局は、当該上司に対し、本件行為が違法な有形力の行使であり被害者に肉体的・精神的苦痛を与えるものであるため、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。</p> <p>また、当該法人の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。（措置：「説示」「要請」）</p>	
<b>②強制・強要関係</b>	職場の上司による部下に対するセクシュアル・ハラスメント
<p>職場の上司から、容姿に関する中傷や意に反した性的発言などのセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案です。</p> <p>法務局で調査した結果、上司は被害者の容姿に関する中傷や日常的に性的発言を行い、被害者の就労環境を著しく悪化させたことが認められました。そこで、法務局は、上司に対し、本件行為がセクシュアル・ハラスメントに該当するものであり、被害者に精神的苦痛を与えるものであるため、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。（措置：「説示」）</p>	

## 2. 法務省の人権擁護機関の活動

### (1) 人権救済活動

#### 人権侵害による被害者の救済事例

<b>③ 差別待遇事案</b>	工場管理者による障害者に対する不適切な対応
<p>足に障害がある小学生の親から、子どもが障害を理由に工場見学をさせてもらえないとして、法務局へ電話で相談された事案です。</p> <p>法務局で調査した結果、工場の管理者は、小学校からの工場見学の申込みに対し、被害者が車椅子を使用していることのみを理由に、他の児童と同様の工場見学を認めない旨を学校側に連絡した事実が認められました。そこで、法務局が工場の管理者に対し、一律の対応ではなく、被害者の親と直接話して被害者の身体の状態を十分に把握した上で、工場見学参加の可否について再検討するよう促したところ、同管理者と被害者の親との間で話し合いが行われ、その結果、被害者は、他の児童と一緒に工場見学に参加することができました。（措置：「調整」）</p>	
<b>④ 差別待遇事案</b>	遊園地における知的障害者に対する利用拒否
<p>知的障害のある者から、遊園地において、障害を理由にアトラクションの利用を拒否されたとして、法務局に相談がなされた事案です。</p> <p>法務局が相手方遊園地から事実関係について聴取を行い、併せて障害者差別解消法の趣旨等を説明の上、知的障害者の利用を一律に制限する規定の見直しを促したところ、相手方は利用者の症状を個別に判断し利用の可否を決定するよう規定を改正し、後に被害者はアトラクションを利用することができました。（措置：「調整」）</p>	

## 2. 法務省の人権擁護機関の活動

### (2) 人権啓発活動

#### 「啓発」 とは

「人権啓発」とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」  
（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）

#### 基本 理念

「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」

（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第3条）

#### 目的

国民一人ひとりに人権尊重の思想を浸透させ、相互に人権を尊重する社会を築くことによって、人権侵害を未然に防止する。

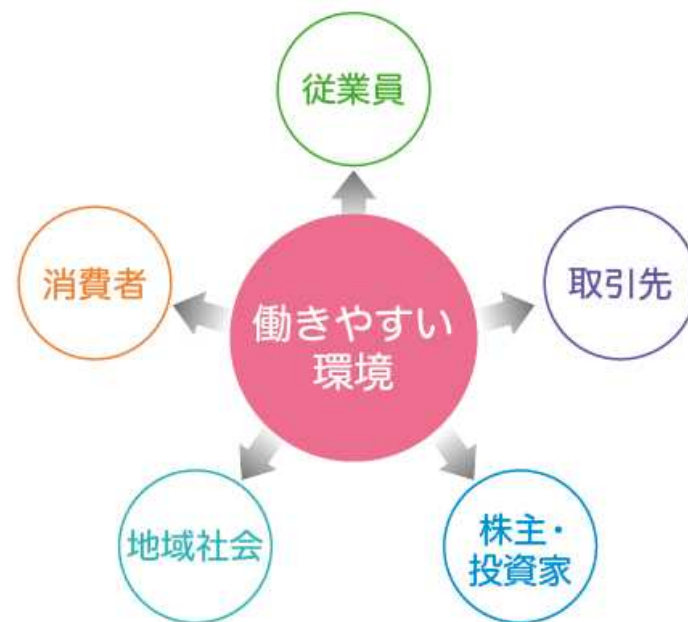


### 3. 企業と人権



#### (1) 企業と人権の関わり

企業活動は、従業員、消費者、取引先、株主・投資家、地域社会など、様々なステークホルダー（利害関係者）と関わりあっており、企業活動を行う際には、これら全ての人の人権に配慮することが求められると同時に、人権にいかに関心しているかが、社会が企業を評価する上で大きな要素となっています。



### 3. 企業と人権



## (2) 企業における人権研修の重要性

長時間労働による過労死，セクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ），不当な差別など，企業に関わる様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられることがあります。こうした人権問題への対応は，時として，企業の価値に大きく関わります。そのため，全ての人々が持っている固有の権利である「人権」の観点から企業活動を見直そうとの動きが国内外において高まっており，企業の社会的責任（CSR）や社会的責任投資（SRI）に対する関心の高まりとあいまって，人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり，職場内で人権に関する研修を行ったりする企業が増えてきています。



#### [用語解説]

○企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）

企業が社会の一員として果たすべき責任のこと。企業の行動や果たすべき機能として，社会的存在としての企業の責任を強調する考え方であり，具体的な要素としては，人権尊重のほか，法令遵守（コンプライアンス），環境への配慮，社会貢献などが挙げられている。

○社会的責任投資（SRI: Socially Responsible Investment）

企業への投資の際に，財務情報だけでなく，社会，環境，倫理といった社会的評価も考慮する投資行動のこと。

## 3. 企業と人権

### (3) 企業における人権課題の例

I セクシュアル・ハラスメント

II パワー・ハラスメント

III LGBTに関する偏見・差別

IV 障害のある人に対する偏見・差別

V 外国人に対する差別

VI えせ同和行為



# 4. 法務省の人権擁護機関の取組

## (1) 企業関係者向けセミナーの開催

公益財団法人 人権教育啓発推進センターにおいて、「ビジネスと人権」をテーマとした企業関係者向けの連続セミナーを開催しています。

第1回  
(5/30)

### 「ビジネスと人権」

講師：石井麻梨さん（デロイトトーマツコンサルティング合同会社シニアコンサルタント）

第2回  
(6/21)

### 「SDGsと人権」

～誰一人取り残さない社会の実現に向けた企業の役割とは～  
講師：黒田かをりさん（(一財)CSOネットワーク事務局長・理事）

第3回  
(7/26)

### 「CSRと人権～企業価値の向上へつながる取組とは～」

講師：影山摩子弥さん（横浜市立大学CSRセンター長）

法務省 企業関係者向け連続セミナー・その①  
人権ライブラリー特別企画

## ビジネスと人権

経済活動のグローバル化やICT（情報通信技術）の急速な発展に伴い、企業活動が社会に及ぼす影響は拡大の一途を辿っており、近年では企業が人権に配慮し、積極的に関わっていく必要ははらがないという考えが広がっています。

経済的社会的責任に関する国際規格ISO26000（2010年）をはじめ、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（11年）、そして2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲット（達成目標）からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」（15年）など、国際的にも企業の人権への取組に対する関心が高まっています。

本セミナーでは、民間企業が人権リスクに危機感を持ち、人権問題に関わっていく必要性について、デロイトトーマツコンサルティング合同会社の石井麻梨さんにお話をいただきます。

**日時** 2019年 5月30日（木） 15:00-16:30  
（受付開始 14:30～）

**会場** 人権ライブラリー「多目的スペース」  
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F）

**講師** 石井 麻梨さん デロイトトーマツコンサルティング 合同会社 シニアコンサルタント

**申込方法** ●6月21日（日） 15:00～16:30 「SDGsと人権～誰一人取り残さない社会の実現に向けた企業の役割とは～」講師：黒田かをりさん（(一財)CSOネットワーク 事務局長・理事）  
●7月26日（日） 15:00～16:30 「CSRと人権～企業価値の向上へつながる取組とは～」講師：影山摩子弥さん（横浜市立大学CSRセンター長）

**申込方法** ●WEB受付フォーム（QRコードあり）  
●ファックス（印刷用紙）  
のいずれかの方法にてお申し込みください。  
※無断転載を禁じます。詳細は申込書をご覧ください。

○事前申込締切日：5月29日（水）16:00まで  
○定員：50人（印刷・写真撮影・録音不可）

【会場（人権ライブラリー）までのアクセス】  
○JR山手線・有楽町線、東京モノレール「浜松町」駅  
徒歩5分程度で、徒歩専用階段から徒歩5分  
○都営地下鉄 三田線「芝公園」駅  
A3出口から徒歩4分  
○都営地下鉄 大江戸線・浅草線「大門」駅  
A2出口から徒歩5分

【お問い合わせ・お申し込み】  
人権ライブラリー（人権教育啓発推進センター）  
「企業関係者向け連続セミナー事務局」  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL: 03-4777-7919 / FAX: 03-4777-0864  
E-MAIL: [hrb@npo.or.jp](mailto:hrb@npo.or.jp) / [tw@npo.or.jp](mailto:tw@npo.or.jp)  
<http://www.hrbnpo.or.jp/>



## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### (1) 企業関係者向けセミナーの開催

#### 参加者の声（一部）

- 大変勉強になります。自分の持っている情報のアップデートにもなりますし、より深めることができます。今後もお願いしたいです。
- 今後の人権対策は、ステークホルダーを含めて「企業」が中心になっていくでしょう。このような研修を数多く提供することが必要だと思います。
- 会場が狭い。もっと大きなホールで実施をお願いしたいです。
- 今までとは視点の違う内容を聞くことができ、大変参考になりました。当社ではハラスメント防止など社内に向けた取りくみなどを行っていますが、今後は、視野を外に向けていく必要があることに気づくことができました。
- テーマの大きさの割に時間が短いような気がします。ただ資料が豊富なので、後で勉強できる点はありがたいと思いました。
- 業種別に分けて開催してほしい。

## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### (2) 企業における人権研修への講師派遣

全国の法務局・地方法務局で、企業等からの要望に応じて、無料で法務局職員又は人権擁護委員を講師として派遣し、人権研修（大人の人権教室）を実施しています。

#### 人権教室のテーマ

セクハラ

障害者

パワハラ

LGBT

外国人

えせ同和

など・・・



平成30年度

「大人の人権教室」開催実績

回数 : 2,971回

受講者数 : 92,688人



企業における人権研修の様様

## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### (3) 人権啓発冊子・ビデオの配布・貸出し

企業における人権研修で活用できる人権啓発冊子やビデオを作成し、全国の法務局・地方法務局で配布・貸出しを行っています。これらの資料は、インターネット上でも公開しています。

#### 【従業員に配布する冊子が欲しい場合】

➡ 人権啓発冊子をインターネット上からダウンロードできます！  
(<http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>)

全部ネット  
でOK！

#### 【人権啓発ビデオを見てみたい場合】

➡ 人権啓発ビデオをYouTubeで視聴できます！  
(<http://www.youtube.com/user/MOJchannel>)



#### 【研修のやり方を知りたい場合】

➡ 企業担当者が人権研修を行う際のポイントや研修構成例を解説した手引きをダウンロードできます！  
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>)

# 4. 法務省の人権擁護機関の取組

## 人権啓発ビデオの紹介

### 「企業と人権」



実際の取組  
や事例を  
数多く紹介！

### ● 本DVDの構成

- Chapter 1 「企業にとって人権とは」
- Chapter 2 「ハラスメント」
  - ショートドラマ「パワー・ハラスメント」
  - ショートドラマ「セクシュアル・ハラスメント」
  - ※専門家へのインタビュー(株式会社 クオレ・シーキューブ 稲尾和泉氏)
  - ※取組事例紹介(AIG損保株式会社)
  - ※取組事例紹介(リンテック株式会社)
- Chapter 3 「LGBT(性的少数者)に対する差別・偏見」
  - ショートドラマ「LGBT」
  - ※取組事例紹介(野村ホールディングス株式会社)
- Chapter 4 「障害のある人に対する差別・偏見」
  - ※取組事例紹介(株式会社LIXIL)
- Chapter 5 「外国人に対する差別・偏見」
  - ※取組事例紹介(株式会社共栄製作所)
- Chapter 6 「えせ同和行為」
  - ※専門家へのインタビュー(弁護士 竹内朗氏)
- Chapter 7 「エンディング」



# 4. 法務省の人権擁護機関の取組

## 人権啓発ビデオの紹介

### 「障害のある人と人権」



#### Chapter 1 オープニング (1分1秒)



#### Chapter 2 障害とは? (2分48秒)



#### Chapter 3 障害のある人が直面する人権問題 (13分34秒) <事例と解説>

- 高校への進学を希望する障害のある生徒の事例
- 盲導犬を連れた視覚障害のある人に対する入店拒否の事例
- 障害のある人の意向が十分に尊重されなかった事例



#### Chapter 4 誰もが住みよい社会をつくるためには (15分10秒)

「心のバリアフリー」を中心に差別の解消に向けた取組を紹介しながら、私たちに何ができるのかを考えていきます。

<取組紹介>

ソニー・太陽株式会社

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本



## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### 人権啓発ビデオの紹介

#### えせ同和行為



えせ同和行為とは、同和問題の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、同和問題の解決を阻害するものです。



## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### 人権啓発ビデオの紹介

#### 同和問題（部落差別）



我が国固有の人権問題である同和問題に焦点を当て、企業等における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめたドキュメンタリー形式の作品と、広く一般を対象とした、わかりやすいドラマ形式の作品を併せて収録したビデオ教材です。

※ドラマ部分のみでも、同和問題（部落差別）の導入として、わかりやすい内容となっています。

## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### 人権啓発ビデオの紹介

#### LGBT



性・セクシュアリティはとても多様です。しかし、それをしっかり理解している人は多くなく、性的マイノリティの方々の多くが生きづらさを感じています。誰もがありのままを受け入れられ、自分らしく生きることができる社会を実現させるためには、まず相手を正しく理解し、偏見や差別をなくす必要があります。この教材は、LGBTについて人権の視点で理解を深めることを目的としています。

## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### 人権啓発ビデオの紹介

#### 外国人



我が国に入国する外国人の増加に伴い、言語、宗教、習慣等の違いによって、外国人をめぐる様々な人権問題が発生していることから、こうした状況を改善するため、身の回りで起こり得る出来事をドラマ形式で紹介することにより、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的としています。



## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### (4) 企業と連携した人権啓発活動

近年、企業の社会的責任（CSR）に対する社会的関心が高まりとともに、人権尊重に対する取組みを行う企業が増えつつあります。

法務省の人権擁護機関においても、企業等の民間団体と連携した国民向けの人権啓発活動を推進しており、人権啓発活動のパートナーとなる企業を広く募集しています。

#### 携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室

青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、全国の小学校・中学校等で、携帯電話会社等が実施しているスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施しています。



人権教室の様相

## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### (4) 企業と連携した人権啓発活動

#### Jリーグ等のスポーツ組織と連携した人権啓発活動

Jリーグ等のスポーツ組織と連携協力して、スタジアムでの横断幕などを使った人権アピールや、選手からの人権メッセージパネルの展示、大型ビジョンによる人権広告等を実施しています。

また、人権について知ってもらうだけでなく、さらに理解を深められるよう、地元のスポーツチームの選手を招へいし、フェアプレー精神と人権を尊重する気持ちを学ぶ「人権スポーツ教室」を実施するなど、様々な取組を全国各地で展開しています。



スタジアムにおける人権啓発活動

## 4. 法務省の人権擁護機関の取組

### (4) 企業と連携した人権啓発活動

#### オリパラ等経済界協議会と連携した人権啓発活動

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、法務省の人権擁護機関では「心のバリアフリー」を推進しています。

その取組の一つとして、経済3団体を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボールなど）と、障害のある人の人権や心のバリアフリーについて人権擁護委員が話をする人権教室を組み合わせた活動などを行っています。



視覚障害者体験教室



ボッチャ体験



車椅子バスケットボール体験



## 5. お問い合わせ先

人権研修への講師の派遣，啓発教材の貸出し等に関するお問合せは，最寄りの法務局・地方法務局へ

### 法務局・地方法務局 所在地等一覧 (1/2)

名称	所在地	電話
札幌法務局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	〒040-8533 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局	〒078-8502 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1114
釧路地方法務局	〒085-8522 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台北法務局	〒980-8601 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	〒960-0103 福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	〒030-8511 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-1234
横浜地方法務局	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	〒310-0011 水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館	029-227-9919
宇都宮地方法務局	〒320-8515 宇都宮市小幡2-1-11))宇都宮地方法務総合庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	〒380-0846 長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局	〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局	〒514-8503 津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193

## 5. お問い合わせ先

### 法務局・地方法務局 所在地等一覧 (2/2)

名 称		所 在 地	電 話
岐阜地方法務局	〒500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	〒910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	〒921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	〒930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-6376
大阪法務局	〒540-8544	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	〒602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局	〒650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局	〒630-8301	奈良市高畑町552番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	〒520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	〒640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局	〒730-8536	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館	082-228-5790
山口地方法務局	〒753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2295
岡山地方法務局	〒700-8616	岡山市北区南方1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局	〒680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	〒690-0001	松江市東朝日町192-3	0852-32-4260
高松法務局	〒760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局	〒770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	〒780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	〒790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	〒810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局	〒840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	〒850-8507	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	〒870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局	〒862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	〒890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2	099-259-0684
宮崎地方法務局	〒880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	〒900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215

## 5. お問い合わせ先

啓発教材の貸出しについては、公益財団法人 人権教育啓発推進センターが開設する**人権ライブラリー**においても行ってまいりますので、御活用ください。

### 人権ライブラリー

利用日時

- 月～金曜日 9:30～17:00  
(土日、祝日、年末年始は休館)

貸出期間

- 最大1ヶ月
- 料金無料



利用日時

- 月～金曜日 9:30～17:00
- 土曜日 9:30～16:30

予約

- 利用日の3ヶ月前～3日前

およそ15,000冊の国内外の人権関連図書、映像資料、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出をしています。郵送等による資料の貸出も行っており、遠方の方も利用可能です(送料は利用者負担)。

また、人権ライブラリーの多目的スペース(無料貸会議室)は、人権に関する学習会、研修会や会議で、企業・団体等どなたでも御利用いただけます(営利目的での使用はできません。)

詳細は、下記までお問合せいただくか、人権ライブラリーのホームページを御参照ください。

#### 人権ライブラリー

※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1919

FAX 03-5777-1954

Eメール library@jinken.or.jp

ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>



●みんなの人権110番(全国共通)

ゼロ ゼロみんなの ひゃくとおばん  
 **0570-003-110** [ 平日 午前8時30分から  
午後5時15分まで ]

●女性の人権ホットライン(全国共通)

ゼロ ナナ ゼロの ハートライン  
 **0570-070-810** [ 平日 午前8時30分から  
午後5時15分まで ]

●子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

ゼロ ゼろ ななの ひゃくとおばん  
 **0120-007-110** [ 平日 午前8時30分から  
午後5時15分まで ]

●外国語人権相談ダイヤル(全国共通)

 **0570-090-911** [ 平日 午前9時から午後5時まで ]

(英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応)

なお、この電話は民間の多言語通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄法務局・地方法務局につながります。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん



**法務省**

Ministry of Justice

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
1-1-1, KASUMIGASEKI, CHIYODA-KU, TOKYO, JAPAN

TEL. 03-3580-4111 (代表)

HP <http://www.moj.go.jp/>